

諮問（不）第 37 号

答申（不）第 37 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 4 月 20 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、28 人第 108 号及び 31 人第 23 号で開示した「人事課職員が A を訪問した際のメモ」（以下「本件メモ」という。）に記載された保有個人情報である請求人の所属名及び氏名を利用停止すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求の内容

請求人は、令和 4 年 3 月 21 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、本件メモに記載された請求人の個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件利用停止請求に対して、条例第 37 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、令和 4 年 4 月 20 日付 R04-01020-00223 で請求人に通知した。利用停止をしない理由は、「条例第 34 条に定める保有個人情報利用の停止、消去または提供の停止の要件にいずれも該当しないため」である。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 4 年 4 月 23 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、概ね次

のとおりである。

- (1) 人事課職員は、平成 28 年 3 月 18 日に A を訪問した。この時、A は請求人から事前に送付された事件概要レポートで、内容を把握していた。人事課職員は、A の話から相談者が請求人に間違いないと特定し、本件メモに請求人から相談があったと書き残した。
- (2) 請求人は、人事課が A を訪問した 3 月 18 日の夕方遅くに A 事務所を訪問し、事件のことを相談した。この時依頼したのは、「この相談については守秘義務対応してほしい。私がこの相談窓口を利用したことも、相談内容も絶対に県側に知られないようにしてほしい。匿名・非開示扱いにしてほしい。」というものであったが、既に請求人からの相談であることが県側に完全に把握されていた。
- (3) 請求人から守秘義務対応の依頼を受けた A は、県指定様式の相談報告書に「匿名・非開示」と書いて、3 月 22 日に人事課へファックスした。
- (4) 請求人は、本来の相談を 3 月 29 日付けで行い、その相談を進めてほしいという提起をしていたが、本件メモがあるがために、29 日の本来の依頼がなくなってしまった。
- (5) 利用停止を求めたことは客観的な一義的判断に沿うものであり、条例の設置目的（第 1 条）そのものに違反するものであるから、本件処分に異議を申し立て、利用停止を求めるため審査請求を提起した。
- (6) 人事課の弁明は、人事課職員による公文書改ざんという県の不正行為を容認するものであり、県としてあるまじきものである。
- (7) 利用停止の趣旨は、人事課は A から「相談者匿名、相談内容非開示」との報告を受けているにもかかわらず、人事課が作成した本件メモには匿名者の氏名やその者が推定できてしまう固有名詞や相談内容等が書き残されており、守秘義務違反であるという点で、名前の部分を停止してほしい。守秘義務違反のメインがだめでも日付はかえてほしい。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

1 条例第 34 条第 1 項

本条は、自己を本人とする保有個人情報第 1 号から第 3 号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報の利用停止を請求することができるとしたものである。

2 条例第 36 条

本条は、実施機関は、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の利用停止をしなければならないとしたものである。

3 不利用停止決定の検討

本件審査請求の対象公文書は、平成28年9月15日付28人第108号において開示した文書のうち、平成28年3月22日付「特定業務窓口への相談について」と題する公文書及び当該公文書にメモを追記した令和元年6月20日付31人第23号において開示した公文書である。

当該公文書は、人事課が、Aを訪問した際に、Aから匿名の相談として話があった内容を人事課として共有する目的で作成したものであり、以下(1)～(4)のとおり情報収集の方法に問題はない。

- (1) 特定業務に関する問題が生じた場合に適切な対応をするため、特定業務窓口のAへの情報収集であるので、取扱目的の達成に必要な範囲内での情報収集である。
- (2) 特定業務要領に基づき提出された相談報告書を受けてAを訪問しているので、適正かつ公正な手段による情報収集である。
- (3) 請求人はAに対して人事課等関係所属への周知を希望しており、本人の同意のもと収集した情報である。
- (4) 思想、信条及び信教に関する情報等は収集していない。

また、この公文書は実施機関内部での調査・確認・伝達共有のために利用したものであり、取扱目的以外で利用したり実施機関以外に提供していない。

加えて、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合による情報提供はしていない。

さらに、請求人からは実施機関に対して継続的に審査請求以外の問い合わせが続いていることから、対象とした公文書については保有が必要な個人情報である。

以上により、条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないことから、利用停止は行わない。

4 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は審査請求の理由について、独自の主張をしているが、今回の利用停止請求を認めるにあたっての争点は、対象となる公文書が条例第34条第1項各号に該当するか否かであることから、これらの主張について今回の争点に影響を及ぼすものでない。

5 結論

請求人の主張は、条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないことから、条例第36条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないため不利用停止としたものであり、原処分は適正である。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、請求人の審査請求書、反論書及び口頭意見陳述、また、実施機関の弁明書及び口頭説明を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

(1) 条例第 34 条について

本条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第 1 項において、「(1) 第 7 条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第 8 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去。(2) 第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止。(3) 第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき 当該保有個人情報の廃棄又は消去。」と規定されている。ここでいう「次の各号のいずれかに該当すると思料するときは」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（以下「解釈及び運用基準」という。）によると、実施機関が保有している保有個人情報に関する収集、利用又は提供等が次のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

ア 取扱目的の達成に必要な範囲を超えて収集したとき（第 7 条第 1 項）

イ 適法かつ公正な手段によって収集していないとき（第 7 条第 1 項）

ウ 例外事項に該当しないにもかかわらず、本人以外の者から収集したとき（第 7 条第 2 項）

エ 例外事項に該当しないにもかかわらず、思想、信条及び信教に関する情報等を収集したとき（第 7 条第 3 項）

オ～キ 略

なお、「利用の停止」とは、保有個人情報の利用を止めることであり、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の内容が誤っているかどうかにかかわらず、条例に違反して収集又は利用された部分の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれるとされている。

(2) 条例第 36 条について

本条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定されている。ここでいう「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、解釈及び運用基準によると、第 34 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときであ

り、その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の取扱目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要があるとされている。

2 本件審査請求に係る論点について

請求人が平成28年3月18日、人事課が設置する特定業務窓口（以下「相談窓口」という。）を利用した際、匿名及び相談内容の非開示を希望し、Aは平成28年3月22日にその旨が記載された相談報告書を人事課へファックス送信している。

審査会において実施機関に確認したところ、相談窓口においては、「相談内容は、相談者の同意が得られた場合に限りAから人事課へ報告される」こととなっており、「相談者が匿名・非開示希望ということであれば、基本的には人事課は内容に関しては関知しない」とのことであった。

請求人は、人事課はAから「相談者匿名、相談内容非開示」との報告を受けているが、本件メモには相談者氏名、相談内容が記載されており、仮に推定で相談者氏名を記載したにせよ、公文書上に匿名者の氏名やその者が推定できてしまうような固有名詞や相談内容等を書き残すことは明らかな守秘義務違反であり、モラル違反であると主張している。

これに対して実施機関は、(1)特定業務に関する問題が生じた場合に適切な対応をするため、特定業務窓口のAへの情報収集であるので、取扱目的の達成に必要な範囲内での情報収集であること、(2)特定業務要領に基づき提出された相談報告書を受けてAを訪問しているため、適正かつ公正な手段による情報収集であること、(3)請求人はAに対して人事課等関係所属への周知を希望しており、本人の同意のもと収集した情報であること、(4)思想、信条及び信教に関する情報等は収集していないとし、(1)ないし(4)のとおり情報収集の方法に問題はないと説明している。

なお、本件対象保有個人情報の取扱いについて、条例第34条第1項第1号に規定する「第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」、第2号「第8条第1項及び第9条第1項の規定に違反して提供されているとき」及び第3号「第10条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき」のいずれにも該当しないと実施機関から主張があっているのに対し、請求人からの反論はない。

そこで、当審査会は、本件利用停止請求について、個人情報の収集に関し条例第36条に規定する当該利用停止請求に理由があると認めるときに該当するか、すなわち条例第34条第1項第1号に規定する「第7条の規定に違反して収集されたものであるとき」の該当性を審査する。

3 条例第7条の規定に基づく個人情報の収集について

(1) 条例第7条について

本条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ取扱目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によ

り行わなければならない」と規定し、同条第2項は、「実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(1)本人の同意があるとき。(2)法令若しくは条例の規定又は内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関からの指示等に基づくとき。(3)出版、報道等によりすでに公にされているものから収集するとき。(4)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。(5)他の実施機関から情報の提供を受けて収集するとき。(6)国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県立地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関からの収集が事務の遂行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。(7)犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。(8)前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

実施機関が本件対象保有個人情報を条例第7条の規定に照らし、適法かつ公正な手段により収集したと認められるかについて、審査する。

実施機関は、本件処分は適正であるとして、前記第4の3のとおり主張する。確かに、取扱目的については、特定業務の処理に必要として収集された情報であり、取扱目的の達成に必要な範囲を超えて収集されたとまでは言い難いと思料する。しかしながら、特定業務の迅速な解決に向けた目的のための収集であったとしても、本人の同意が得られていない段階にあつては、適切な収集とは認められない。

条例第7条第2項によると、「実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とされ、第1号では、「本人の同意があるとき」とされている。

平成28年3月22日にAが人事課へファックスした相談報告書には、請求人が相談を行った日は同年3月18日、相談者欄は匿名希望、相談内容欄には非開示希望と記されている。そうすると、少なくとも当初本件メモを作成した段階では、請求人は実施機関が収集することについて同意していたとは認められない。

また、具体的な日付については3月28日か29日かについて争いがあるものの、請求人は、人事課限りで共有していい旨追認していることが認められるが、本件メモが請求人が同意していない時点である3月22日の記録である以上、後日追認があったことをもって同意を得た収集であったとは解し難い。

したがって、請求人の同意がない中で本人以外の者から情報を収集し作成した本件メモは、条例第7条第2項第1号の規定に照らして適正に収集されたとは言えない。

なお、利用停止の方法としては、特定業務窓口への相談があったという事実について無くすことはできないと思料されるので、個人が特定される所属名及び氏名の

み消去すべきと考える。また、同意後に追記された所属名及び氏名についても、内容としては同意前のことについて書かれているものであるため、消去の対象とすべきである。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件利用停止請求については、前記3限りにおいて条例第36条に該当すると認められる。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年1月13日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月24日	審査会（審査）
令和5年2月22日	審査会（審査）
令和5年3月27日	審査会（審査）
令和5年6月30日	審査会（審査）
令和5年7月28日	審査会（審査）
令和5年8月16日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
浦川 末子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部教授	
小松 文子	長崎県立大学副学長	令和5年4月16日退任
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	令和5年4月17日就任